

2018年2月 家計簿だより

京都生活協同組合
組織運営部
電話 075-672-6304
FAX 075-661-4311

～11月のおたよりから～

❖元気なうちに❖

名古屋在住の夫の姉が特養で94歳の生涯を終えました。3月に亡くなったとのことでしたが、何の知らせもなく、先日、喪中ハガキで知り、夫は戦後の苦しい生活で苦勞を共にしたことを感慨深く懐かしんでいました。普段は手紙など書いたことのない夫が手紙を書き、御仏前を書留で送りましたが、なしのつぶて。そのうちお返しの品がデパートから送られてきました。何か一筆くらい、一言くらい言葉があってもよいのではと寂しさを覚えます。長男さんは団塊の世代、これは正に葬送の改革でなるほどと日毎に納得し始めました。私も遠方に住む一人の兄へ生あるうちに手紙を書き、心通わせたいと思います。(76歳)

❖リサイクルショップ体験して❖

「古い服はありませんか？はけなくなった靴はありませんか？」とよく電話がかかってくる。押し買いの被害はよく聞くので応じる気は全くないが、近くにリサイクルショップができ、「不用品買います」と書いてあるので持って行ってみた。サイズが小さくてはけなくなった靴3足のうち、1足はブランド品らしく900円で、あとの2足は1足1円で2円。ジーパン200円服5枚は1枚10円で50円（この1枚10円の中には着ていない作業着もあったのに10円）ということだった。持ち帰っても仕方ないので1152円受け取って帰った。これならバザーで100円で売った方がお客さんもいいかもと思った。(70歳)

❖やっとなんか❖

上の子の大学授業料が今回で終わります。58歳の夫の定年はまだ流動的で決まっていませんが、自分達の為の貯金を真剣に考え始めたいと思います。(47歳)

❖どうしても譲れない^^❖

収入に対しての家賃と車に関する支出が多めなわが家。何度となく夫と話し合うものの、家に関しては“誰か遊びに来た時に泊められるように”と1部屋多い物件を借りている。越してきてから泊めたのは夫の従弟が2回きり。学生時代、よく友達のたまり場だったワンルーム時代の意識から抜けられぬまま4年。そろそろ引っ越しも考えたいのですが、なかなか難しい現状。私も出産前まで働いていた時に購入した愛車はどうしても手放したくなく、夫は自分の出勤に車は必須。はた目には一番着したい所なのかもしれませんが、お互いどうしても譲れない所なのでした。(32歳)



❖子育てサポートの充実を❖

次男が2歳になり1ヶ月が経過したため、今月から個配手数料がかかるようになりました。まだまだ先だと思っていたのに、あっという間の2年でした。次は子どもが6歳を超えたら手数料がアップですね。その頃にはまた子育てサポートがもっと充実していることを期待しています。(38歳)

❀秋を楽しみました❀

東京に住む息子が愛車を手離す前に最北端の大間に行くとの事で東北旅行に便乗させてもらいました。宿代や食事代等負担した為、娯楽費が多くなりました。大間ではまぐろを食べ、八甲田では山頂で樹氷を見て、紅葉は終わっていたものの奥入瀬や十和田湖畔を散策と楽しんだ3日間。ずっと一人で運転してくれた息子に感謝です。帰路、高速道路から見えた山々は紅葉がとてもきれいでした。

夫がディサービスの送迎車の運転手に採用され、初めてアルバイト料をもらいました。週3日で1日3~4時間ですが、少しはお小遣いが増えたとがんばって行っています。(67歳)

❀ところ変われば❀

私達は京都市民で、こっちの町内会費は年間で4800円です。田舎にも生家があり、米、野菜作りの他、町内のつきあいもしっかりしているので町内会費も払っているのですが、毎月約7000円で本当に高いです。女性部、農振などの各部へ渡され、集会の時の弁当代になったりもします。先日には地域の消防団が表彰され東京に行くことになった。日頃へのねぎらいとして一軒当たり2600円徴収しますと言われた。カンパに反対するものではないが、強制集金はおかしい。消防団の飲み食い代を出す気はない。消防団員が不足しているなら仕事としての消防署員を増やすべきと主張。田舎に住むのも大変です。(70歳)

❀今か～❀

保育料の無償化がよく報道されていますが、3人の子の高い保育料を長年払ってきて、ようやく末っ子も春から小学校入学…。今さら無償化って！と複雑です。(38歳)

❀健康の秘訣かも❀

11月上旬、生協のイベントで、有田へみかん狩りに行った。その時、みかん農家の方からお話を聞いた。みかんを食べるとき、袋ごと食べることで食物繊維が豊富に摂れるというのが話の1つだった。

また、そのころあるテレビ番組で、発酵食品を食べ続けることが健康にとって大切だと強調していた。日く酢、日くヨーグルト、日く糠味噌漬。それ以来、みかんは袋ごと食べ(毎日食べずにいられない私)、毎日茶さじ1杯の酢を飲み、毎日ヨーグルトを適当に食べている。続けて3週間ばかり経つが、お陰でか、便秘がちだったお腹の調子が良くて、毎日排泄がうまくいっている。

このごろ、体の調子が悪いと、サプリメントに頼ろうとするけれど、それは避けた方がよいらしい。(89歳)

❀1年の健康のために❀

今月はイベントが多く忙しい月でした。手作り酵素の元は4回分を買い、材料は1回分です。残り3回は自分が作っている無農薬の野菜や果物を使って作ります。これで1年を無事過ごすことができます。

(66歳)



平成 29 年分から医療費控除は領収書が提出不要となりました。

確定申告(医療費控除)について

毎年、確定申告の時期になると頭が痛い方がいらっしゃるのではないのでしょうか。確定申告をしなければならない人、確定申告をすれば税金が還ってくる人など、人さまざまです。今回は、平成 29 年分の税制上の主な変更点のうち、特に医療費控除を受けられる方への国税庁からの重要なお知らせについて説明します。

(改正ポイント)

国税庁の HP より

重要なお知らせ

- ◎平成 29 年分の確定申告から、セルフメディケーション税制が創設されました。
通常の医療費控除と選択適用となります。
- ◎平成 29 年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、医療費などの領収書の添付又は提示は不要となりました。
* 経過措置として平成 31 年分の確定申告までは明細書の添付に代えて、領収書の添付又は提示によることもできます。
- ◎明細書の記入の確認のため、確定申告期限から 5 年間、税務署から領収書の提示または提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅などで保管する必要があります。

I 医療費控除…医療費控除の明細書を添付する(医療費の領収書保管 5 年間)

計算方法

$$\begin{aligned} & \text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補填される金額} - \text{10万円又は所得金額の5\%} \\ & \hspace{15em} (\text{どちらか少ない額}) \\ = & \text{医療費控除額 (最高 200 万円)} * \text{詳しくは 2017 年 1 月号の家計簿だより/孝子の家計のツボ第 5 回} \\ & \hspace{15em} \text{目を参考にしてください。} \end{aligned}$$

II セルフメディケーション税制に係る医療費控除の特例…

セルフメディケーション税制の明細書を添付する(医薬品などの領収書保管 5 年間)

計算方法

$$\begin{aligned} & \text{その年中に支払った 特定一般用医薬品等購入費} - \text{保険金などで補填される金額} - \text{12000円} \\ = & \text{セルフメディケーション税制に係る医療費控除額 (最高8万8千円)} \\ * & \text{具体的な品目一覧は厚生労働省の HP に掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。} \end{aligned}$$

*セルフメディケーション税制と通常の医療費控除は重複して適用することはできません。どちらの控除を受けるかは申告される方が自ら選択する必要があります。それぞれの詳しい明細書の記載例は国税庁のホームページをご覧ください。